

第5次基本構想

前期基本計画

(市民協働・自治・財政・行革部会)

第3章

大柱1 人権の尊重（男女共同参画に関する部分）… P. 1

第5章

大柱8 消費生活・市民相談の充実（市民相談に関する部分）
… P. 3

第6章

大柱1 市民自治の推進 … P. 5

大柱2 計画的な総合行政の推進

大柱3 健全な財政運営

大柱4 広域行政の推進

1 施策の方向性

すべての市民の基本的人権の保障を基本に据えた取組みを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組めます。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく対等な立場で活動できるようにするため、男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

2 現状と課題

- ・本市は昭和41年に「人間尊重宣言都市」を宣言し、人権問題に関する教育や啓発活動、相談者の支援に取り組んできました。児童虐待や女性への暴力をはじめ、高齢者・障がい者などの人権問題、同和問題などの解決に向けた、一人ひとりの人権が尊重され守られるまちづくりが求められます。
- ・平成20年7月に富士見市男女共同参画推進条例を施行しましたが、平成21年度の市民意識調査では「男女共同参画の社会づくり」に関する施策の満足度が全施策で3番目に低く、条例に基づく富士見市男女共同参画プラン（第3次）の実効性を高める取り組みが必要です。
- ・さらに、外国籍市民の増加に伴い、国籍や民族の異なる市民が互いの文化的違いを認め合いながらともに生きる「多文化共生社会」に向けた取組みが求められます。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
人権の尊重	— 人権教育・啓発の推進
	— <u>男女共同参画社会を進める意識づくり</u>
	— <u>政策決定等への共同参画の機会づくり</u>
	— <u>男女の自立を可能にする環境づくり</u>
	— 多文化共生の地域づくり

5 施策の内容

(2) 男女共同参画社会を進める意識づくり（協働推進課）

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女の人権が等しく尊重されるよう市民、学校、地域などに向けた意識啓発を行います。

(3) 政策決定等への共同参画の機会づくり（協働推進課）

男女が対等な立場であらゆる分野に参画できるよう、政策決定など様々な意思決定過程に女性の参画を促進します。

(4) 男女の自立を可能にする環境づくり（協働推進課）

多様化する家族形態・就労形態に対応し、育児・介護などに関わる男女が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できるような環境づくりに取り組みます。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど暴力の根絶に向けて、男女がともに互いの人権を尊重し合あうまちづくりに努めます。

1 施策の方向性

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。

2 現状と課題

- ・平成21年に消費者安全法が施行され消費者庁が発足し、消費者行政を一元的に推進するための法整備と組織体制が整備されました。
- ・消費生活相談件数は平成16年度をピークに減少傾向にある一方、相談内容は多様化、複雑化していることから、様々な相談内容に対応できる体制の強化が求められます。
- ・消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する情報の提供や、消費生活講座の開催などを通じて、トラブルに巻き込まれない消費者の育成を図っています。
- ・平成19年度には各種市民相談と消費生活相談の窓口を統合し、市民が利用しやすい相談窓口体制としました。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
消費生活・市民相談の充実	－ 消費生活・市民相談の充実
	－ 消費者への意識啓発

5 施策の内容

(1) 消費生活・市民相談の充実（市民相談室）

多様化する相談内容に対応するため、専門知識を有する相談員などによる相談体制の充実に努めます。また、相談員に対する研修の充実に努めます。

(2) 消費者への意識啓発

市民が消費者被害にあわないよう、消費生活に関する情報提供や啓発を推進します。

1 施策の方向性

市の情報を市民にわかりやすく提供することにより情報の共有化を進め、市民が市政に参加しやすい環境をつくり、市民の声を的確に反映した行政運営に努めます。

多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めます。また、身近な課題への取組みを、生活に身近な地域から進められる体制を整備します。

さらに、コミュニティの醸成に向けて、町会など地域を支える活動を支援します。

2 現状と課題

- ・多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、市民と市がともに力を合わせた自治体運営が求められています。そのため、市民、地域、NPO、ボランティア団体等が、知恵と力を生かした市民主導の地域づくりを行っていく必要があります。
- ・そのためには、市民との情報共有が不可欠であることから、わかりやすい言葉で正確かつ迅速に情報を提供するとともに、市民の意見などを把握して市政に反映できるしくみをつくる必要があります。
- ・町会の加入率が地域によってかなり差があり、また、地域活動リーダーなどの後継者不足により、町会の維持や防犯・防災などの地域活動の継続が難しくなっている地域もあるため、今後は、地域の特性などを考慮して、それぞれの地域の実情に即したコミュニティの支援をきめ細かく行っていく必要があります。
- ・また、町会と市が連携し、町会への加入率を向上させていくことも地域コミュニティ活性化の重要な課題となっています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
市民自治の推進	－ 市民参加・協働の推進
	－ 市民活動の促進と連携
	－ 町会活動の支援
	－ コミュニティ施設の連携
	－ 情報提供の充実
	－ 広聴活動の充実

5 施策の内容

(1) 市民参加・協働の推進（協働推進課）

市民の知恵と力を生かした、市民と協働によるまちづくりを進めるため、自治基本条例の普及啓発を行うとともに、審議会等への市民参加やパブリックコメントの実施など、市民が市政に参加できる環境づくりを進めます。

また、市民団体やNPO等との連携による事業が促進されるよう、協働の仕組みづくりを進めます。

(2) 市民活動の促進と連携（協働推進課）

市民、NPO、市民団体等が行う主体的なまちづくり活動を支援するとともに、市民や市民団体間のネットワークづくりを進めます。

(3) 町会活動の支援（協働推進課）

防犯、防災など様々な町会活動を支援するとともに、町会への加入率向上を図るため、町会と連携していきます。

また、町会活動の拠点となる地域立集会所の維持管理に対する支援を行います。

(4) コミュニティ施設の連携（協働推進課、各施設所管課）

地域活動の拠点施設となっている交流センター、コミュニティセンター、公民館、市立集会所が連携したネットワークづくりを進め、施設の利用促進や活動団体間の交流の活性化に努めていきます。

(5) 情報提供の充実（秘書室、政策財務課、総務課）

市民と情報を共有するため、広報紙やホームページなどを通じ、様々な行政情報を迅速にわかりやすく提供します。

また、予算や主要な計画などは、地域懇談会などにより対話を重ねながら説明します。

審議会等の会議公開の拡充や情報公開条例の適正な運用を行っていくとともに、個人情報の保護に留意しながら、透明性の高い行政運営を進めます。

(6) 広聴活動の充実

市民や団体からの要望や提案等を市政に生かしていくため、市長へのはがきや懇談会など、多くの市民の声を聴くための機会拡充に努めます。

寄せられた市民の声を市政に反映させるため、庁内での情報の共有化を進めるとともに、対応状況をわかりやすくホームページ等で公開します。